

「部活動大阪モデル」

合同部活動に関するガイドライン（参考集）

- ◇ 資料 1 「部活動大阪モデル」について（概要）
- ◇ 資料 2 生徒・保護者の理解について
- ◇ 資料 3 事故対応について
- ◇ 資料 4 合同部活動と合同練習
- ◇ 資料 5 部活動における外部人材の活用について

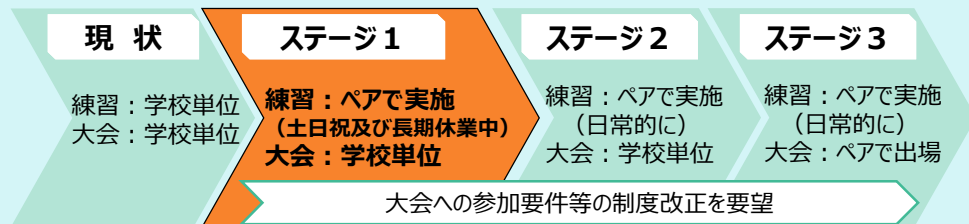
部活動における課題

- 深刻な少子化による活動機会等の減少
- 休日を含めた教員の時間外勤務の長時間化
- 専門的指導ができない教員の心理的負担

- 「部活動のあり方」を見直すことにより、生徒の多様な「学びの場」を確保する
- 教員の「部活動指導業務」に対する負担を軽減する

概要

- ◆ 原則、すべての高校で合同部活動のためのペアリングを検討
- ◆ ペアが成立した高校において部活動を合同で実施
- ◆ ステージ3を最終形にしつつ、各ステージで検証を行いながら段階的に実施する



実施のイメージ

ペアとなった2校が合同で部活動を行い、一方の学校の教員の付添いを不要とすることにより、当該教員の負担を軽減

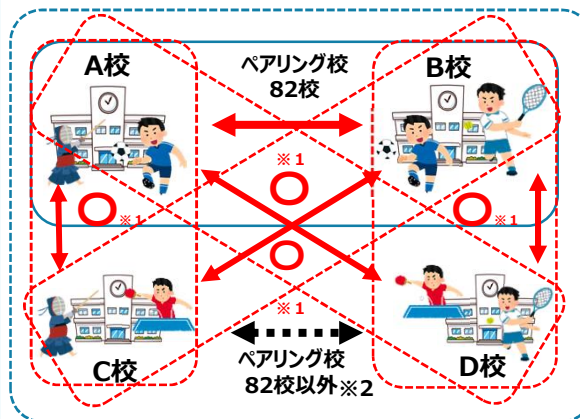


- ◆ 専門的な指導ができる顧問がない場合、部活動指導員の配置を検討し、教員の負担を軽減

運用について

現在は、**ステージ1（土日祝及び長期休業中）**を実施
ペアリング校（82校41ペア）による合同部活動を推進

令和6年度より運用を柔軟化



- ◆ 82校41ペアを基本とし、ペア校との合同実施が不可能な場合、他校とのペアリングが可能。

※1 ペアリング校どうしのA校とB校で合同部活動が実施できない場合、ペアリング対象校以外の学校と合同部活動を実施する場合は、必要に応じて「部活動大阪モデル」の部活動指導員を配置

※2 ペアリング校82校以外の学校どうしで合同部活動を実施する場合には、従来の【合同部活動協定書】が必要
部活動指導員の配置が必要な場合については、大阪モデル以外の部活動指導員を配置

- ・ 生徒及び保護者に「部活動大阪モデル」の趣旨を説明し、理解を得ること。
- ・ 合同部活動を実施する部においては、以下の事柄について、生徒及び保護者の承諾を得ること。
 - ① 一方の学校で活動する際、もう一方の学校の顧問教員が原則付添わないこと。
 - ② 生徒に関する必要な情報について、両校の顧問で共有すること。

「部活動大阪モデル」について
保護者の皆さま

目的

- 生徒の多様な「学びの場」を確保すること
- 練習機会や公式大会等への参加機会を確保すること

活動イメージ

- 本校とペアリング校で部活動を合同で実施

休日及び長期休業中の活動のみ

本校で活動の場合

本校の教員
もしくは 専門的指導者

ペアリング校で活動の場合

ペアリング校の教員
もしくは 専門的指導者

← 必要な個人情報を共有 →

本校の顧問は付添いなし

- ◆ ペアリングの相手校は、学校間の移動時間が自転車ですら15以内とし近い学校を優先して決定しています。
- ◆ 部員が多い部活については、合同で行うことで人数的に活動が困難となることから、ペアリングの対象外とします。

合同部活動参加承諾書

府立〇〇高等学校長 様

貴校 _____ 部において実施される合同部活動に参加することを承諾します。

学年・組・番号	年 組 番
生徒名	
生年月日	_____年(西暦) _____年(元号) _____月 _____日
住所	〒 _____
生徒連絡先	電話番号 (_____) _____
緊急連絡先 (保護者携帯・勤務先など)	電話番号 (_____) _____

【留意事項】

部活動入部届

府立〇〇高等学校長 様

_____年 _____月 _____日

_____部

_____年 _____組 名前 _____

生年月日 _____年(西暦) _____年(元号) _____月 _____日

住所 〒 _____

自宅電話 _____ 生徒携帯 _____

出身中学校 _____ 中学校

緊急連絡先 (保護者携帯・勤務先など) _____

(_____)

【留意事項】

- 上記の個人情報については、部活動にのみ使用し、適切にかつ安全に管理・運用いたします。
- 本校は、近隣〇〇高校と合同部活動を実施しております。
- 〇〇高校で合同部活動を実施する場合は、〇〇高校の顧問に指導を委ね、本校顧問が付き添わないことがあります。
- 〇〇高校で合同部活動を実施する関係上、上記情報を〇〇高校顧問と共有いたします。

● 留意事項に同意の上、上記部活動に参加することに承諾いたします。

● 参加に当たっては、貴校顧問及び当該指導者の指示に従い、真摯に活動させることを誓います。

保護者 名前 _____

【参考データ】

・保護者あてポンチ絵 ・合同部活動参加承諾書 ・部活動入部届

(編集可能なデータにて参考送付させていただきます)

- ・ 合同部活動を実施する際及び移動中の事故等の対応については、活動場所となる実施校の顧問が当該校で定めている危機管理マニュアル等に沿って対応すること。
- ・ また、合同部活動に限らず、生徒が安全・安心して活動できるよう、スポーツ庁が示す「学校体育活動中の事故防止」等を参考にすること。



「もしも」のとき

落ち着いて正しく伝えましょう

緊急時には1分の違いが状況を左右します。落ち着いて正確に状況を伝えることが大切です。もしものときの他の人への伝え方を確認しておきましょう。

- 1 いつ
- 2 どこで
- 3 だれが
- 4 どうした
- 5 今どうなっている

経過の記録も行いましょう。

令和2年度 スポーツ庁契約事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業
スポーツ事故対応ハンドブック

令和2年12月 初版
編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校教育部
TEL：03-5410-9154
URL：https://www.jansport.go.jp/janzen/

本ハンドブックの無断転載、複製を禁じます。ただし、学校の様々な活動で使用することを目的とする場合には、この一、二部、三部、四部をあらかじめ事前の許可を得る場合があります。その他の目的による複製、転載、引用等にはご自身の責任で対応する必要があります。

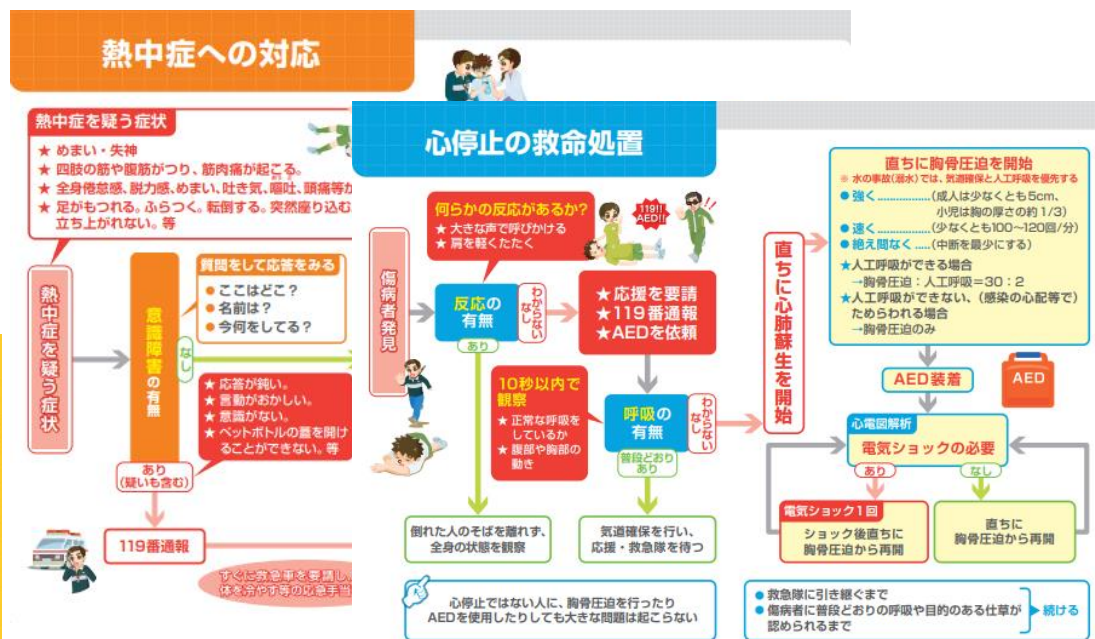
スポーツ事故対応
ハンドブック
(フローチャート編)

フローチャートで
すぐ役立つ!

- 心停止 >> 2 ページ
- 頭頸部外傷 >> 4 ページ
- 熱中症 >> 6 ページ
- 食物依存性運動誘発アナフィラキシー >> 8 ページ
- 歯・口の外傷 >> 10 ページ
- 眼の外傷 >> 12 ページ
- 緊急時対応計画MAP >> 14 ページ

学校・団体名 _____ 名 前 _____

独立行政法人日本スポーツ振興センター
JAPAN SPORT COUNCIL



特に初期対応においては、実施校顧問は必要に応じて救急車の要請や保護者及び関係顧問等への連絡を速やかに行うこと。また、事故後については、顧問間の連携を密にして対応すること。

合同部活動

◆ 学校間で協定を結ぶ

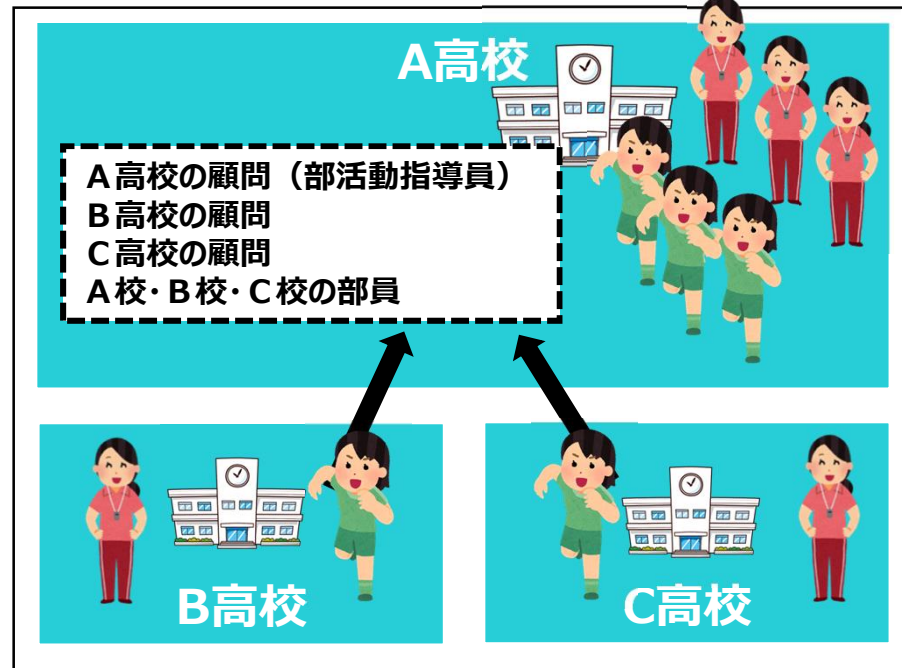
・必ずしもすべての学校の顧問の付き添いを必要としない。



合同練習

◆ 協定を結んでいない

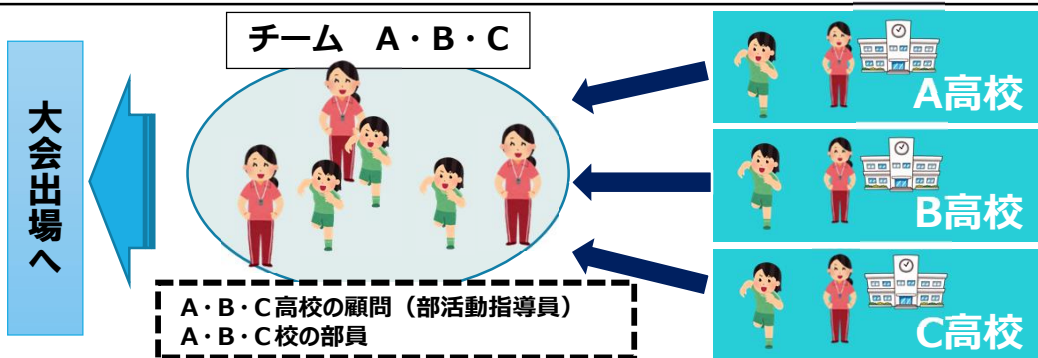
・常に、すべての学校の顧問の付添いが必要。



※高校と中学校の間で協定を結ぶことも可能

合同チーム

合同チームとして府大会等の公式戦 (コンクール等も含む) に参加する場合は、各専門部等が定める手続きが必要



【目的】 生徒の競技力向上及び教員の部活動指導にかかる負担を軽減

外部人材を活用して部活動をサポート

部活動指導員

- 教員の**部活動による長時間勤務の削減**、専門的指導をすることができないことによる**心理的負担の軽減**をはかるために配置する制度。
- **学校職員として**位置づけ、教員が行う部活動指導全般を担う。また教員の付き添いなく、部活動指導員のみでの付き添いで練習や試合が可能。
- 労働者災害補償保険が適用
- 教員経験者や実技指導の経験を有する指導者が対象

外部指導者

- 部活動にかかる指導において、当該校の教員以外に、**補助的な立場**で活動を支援する人材を広く活用する制度。
- **有償ボランティア**として、技術指導を担う。
- （運動部）スポーツ安全保険に加入
（文化部）別途保険に加入
- 当該校の卒業生や学生なども対象とし、幅広い人材を活用

部 活 動